

# 古代王権と「後期ミヤケ」

Imperial Authority in the Ancient Period and *Miyake*  
at the End of the Ancient Period

仁藤敦史

NITO Atsushi

はじめに

①ミヤケ制研究の現状と課題

②「後期ミヤケ」の再検討

③分節的支配と児島白猪屯倉

④孝徳期のミヤケ政策

おわりに

## 【論文要旨】

安閑・宣化期に集中的に屯倉記事が記載されている点については、那津官家へ諸国の屯倉の穀を運んだとの記載を重視するならば、当該期における対外的緊張がその背景に想定され、屯倉と春米部のセットにより兵糧米を用意し、「那津官家」を中心とする北九州の諸屯倉に集積する体制を構想した。

先進的と評価されてきた白猪・児島屯倉における「田戸」は、編戸・造籍により戸別に編成された田部ではなく、成人男子の課役負担者を集計するのみであり、「田部丁籍（名籍）」も一旦作成されると十年以上更新されない単発的なリストであった。「田戸」・「田部丁籍（名籍）」などの表現はそのままでは信頼できず、通説的な律令制的籍帳支配を前提とする評価は疑問である。

孝徳期の改革は、行政区画の設定よりも重層化した徴税単位の設定に重点があり、国造のもとで官家を拠点とする統一的、直接的な税の貢納および人の徴発を構想した。国造（国造制）だけでなく制度的に異なる伴造（部民制）・県稲置（屯倉・県制）が歴史的に「官家」（在地における貢納奉仕の拠点）を領したと認識され、その実績が評造や五十戸造といった新たな官家候補者の選定の前提になった。「譜第」意識の連続性において品部や屯倉の廃止命令は、国造を除く伴造や県稲置にとっては大きな転換点として認識された。ミヤケの伝承のうちには郡司の「譜第」に関係した伝承や註記が存在した。

「皇太子奏請文」は「改新之詔」の原則に従って、王土王民的な建前から王族による大王への定量的な課役負担を新たに開始する宣言として解釈される。仕丁以外の王族が所有した旧部民たる民部（入部）や家人的奴婢たる家部（所封民）の実質は王子宮内部のツカサの運営費として温存され、基本的に天武四年の部曲廃止まで存続する。

【キーワード】 屯倉ミヤケ，官家ミヤケ，譜第フダイ，司ツカサ 宅ヤケ

## はじめに

本稿では、先に発表したいわゆる「前期ミヤケ」およびミヤケ理解の前提となるヤケについての私見を基礎として、以下では六世紀以降のいわゆる「後期ミヤケ」の実態を考察する。

ミヤケ制度は、律令制以前のヤマト王権による地域支配制度として部民制や国造制などとともに重要である。それだけでなく、古代社会における生業（農耕）と権力（ヤマト王権）とイデオロギー（祭祀との関連）を考察する素材ともなる。とりわけ、ミヤケのクラに蓄積された稲穀は、律令制下の税区分では田租と出挙を基礎としているが、その起源は初穂貢納儀礼と種稻分与という想定もなされているように、考古学（大規模倉庫・群集墳）や民俗学（初穂貢納・種稻分与）の観点からも考察が可能な制度である。

近年の研究によれば、評制下の出挙の特徴として、クラ（棕）を単位とし、後の郡家に相当する地域社会の拠点で行われたが、後の郡の枠組みを超えた出挙も存在するとの指摘は評の本質を端的に示している。これは評が通説のような領域的な枠組みではなく、人間集団と奉仕先との一対一の対応という属性に由来するもので、ミヤケ制から評家＝コホリノミヤケへの連続性をこうしたヤケとしての属性から位置づけることができる。

### ①……………ミヤケ制研究の現状と課題

これまでのミヤケ制研究における通説的理解は、記紀の「屯倉」表記にしたがって、クラ（倉）やミタ（屯田）を中心とする土地に密着した概念とされ、人間集団に対する人格的支配を本質とする部民制とは原理が異なり、より先進的な一定の領域的な支配が想定されてきた。時期区分としては、ほぼ六世紀の前後で前期ミヤケと後期ミヤケに区分される。前期ミヤケとは、ヤマト王権の開発により成立した屯田を中核とするミヤケで、仁徳紀の「倭屯倉」や「茨田屯倉」などを典型とするように主に畿内に分布する。これらは、館舎・倉庫・労働力を要素とする経済体としての位置づけが強調される。一方、後期ミヤケは、王権直轄地としての畿内の屯田の原理が全国に拡大され、全国の国造領域内部にもヤマト王権の拠点的な支配が拡大したものと位置づけられる。

近年のミヤケ研究の論点としては、通説が基本的に「記紀」の記述にしたがって成立時期を古くにさかのぼらせているのに対して、記紀批判を厳密に行うことにより推古朝を中心とする新しい段階に位置づける議論が提起されている。さらに、屯倉制はしばしば屯田とのかかわりから、人的支配制度たる部民制と支配原理が異なり、国造領域を割き取るにより展開することを重視して、他の制度より比較的新しく、後の評・郡に連続する領域支配を中心とする制度と位置づけられているが、仁徳朝前後の池溝開発記事と連動したミヤケ設置を典型とするいわゆる「前期ミヤケ」に対しては、その経済体や領域支配としての性格を批判する見解が提起されている。

私見は、記紀の構想にしたがった「前期ミヤケ」を認めない点、およびミヤケには本来的土地を中心とする領域的な支配の要素が認められない点において、後者の立場を基本的に支持する。ただし、その本質を記紀の「屯倉」表記を相対化するあまり、「ヤマト王権が置いた政治的軍事的拠

点」と限定し「農業経営の拠点」としての役割を相対的に軽視する点、中央から各地に支配を行うために使者が派遣されることを本質とする点にはやや疑問がある。

まず国造が贖罪として献上したと伝承されるいわゆる「後期ミヤケ」の運営は、ヤマト王権の直轄領とする見解も強いが、後述するようにその運営は国造が徴発した徭役労働に依拠していたのであり、中央からの使者の派遣は必須の条件とは考えにくい。またミヤケには多様な表記があり、多様な内容が含まれていることはすでに指摘があり、いずれの論者もそのことは基本的に肯定されている。そのうえで一義的に規定することの困難さが論争の基本に存在する。解決のカギは、ミヤケ理解の前提となるヤケの本質をどのように規定するかにかかっていると思われる。ヤケについてはすでにその本質を「農業経営の拠点」を第一義とするという議論が提起されているが、それは記紀が記載する「屯倉」の内容に規定された部分が大きく、循環論法に陥っているともいえる。

こうした論点に対しては、すでに批判的に検討したように、古代荘園の経営における出挙・交易など、水田耕作に限定されない多様な役割を視野に入れたうえで、屯倉・官家（ミヤケ）および評家・郡家（コホリノミヤケ）にも共通する特定の間人集団に対する「貢納奉仕の拠点」という「ヤケ」の一般的な性格を強調すべきと考える<sup>(10)</sup>。

「ヤケ」には「貢納奉仕の拠点」という一般的な性格を前提に、いくつかの重要な要素があり、なかでも重要なのは①「支配」、②「経営」、そして③「所有・相続」の拠点・単位という大きくは3つの役割があると考えられる。これらが相互に関連しながら未分化なかたちで存在するところに「ヤケ」の多様性がある。これらの要素のうち①「支配」の要素を強調すれば、官家（ミヤケ）から評家・郡家（コホリノミヤケ）へと特化することとなり、②「経営」の要素を強調すれば、屯倉（ミヤケ）から屯田・官田（ミタ）へという経営体としての側面が顕在化することとなる。従来のミヤケ制の議論は①「支配」と②「経営」の要素を互いに排他的に主張することに特色があった。しかし後述するように那津官家と表現された官衙的なミヤケにおいても筑紫・肥・豊三国のミヤケの穀が運搬され、集積する倉庫が造られているように、他の要素を完全に否定することは困難で、結局のところ二つの要素は強弱を問題にしなければ、どのレベルのミヤケにも必ず存在するので、異質な要素を補完的に承認せざるを得なかったという問題点を抱えていたのである。王族層が居住した特殊なヤケである「宮」においても、上宮王家の斑鳩宮や高市皇子の香具山宮の例では、屯倉のような農業経営の拠点であるとともに、「ツカサ」が配された官衙的な支配の拠点としても機能していたことが確認されている<sup>(11)</sup>。

ちなみに通説は、屯倉から評家・郡家への発展を②「経営」から①「支配」への転換に求め、その共通する要素として領域的な土地支配を強調してきた。しかしながら、評制段階においても人間集団と貢納奉仕先の一対一の対応関係を明確化することに重点が置かれており、均質な領域性は深く考慮されていなかった。評制については、大化五年の「神郡」設置が先行しているように、官家（貢納奉仕先）と人間集団の関係が明瞭なものから優先して承認したものと想定される。屯倉と評との連続性は、その領域性によるのではなく、コホリのミヤケという貢納奉仕の拠点としての性格により確認される<sup>(12)</sup>。

前稿では「記紀」が描く「前期ミヤケ」について、田部（耕作民）・屯田（耕作地）を含む経済体および領域支配としての性格は希薄であり、貢納奉仕の拠点としての性格が強かったことを論じ

た。本稿ではこうしたミヤケの本質をふまえたうえで、経営体としての要素が強くなる「後期ミヤケ」の実例を中心に分析を加える。

## ②……………「後期ミヤケ」の再検討

### 【「無嗣」を前提とした后妃への献上記事】

いわゆる六世紀以降の「後期ミヤケ」には、畿内の地溝開発にともなうミヤケの系列と国造が贖罪として献上したと伝承されるミヤケの系列という二種類が存在する。いずれも設置記事のみの場合が多いが、経営の内実が比較的明らかなのは前者である。

前稿では顕宗・仁賢紀にみえる縮見屯倉までを検討したので、継体紀から検討を加える。継体紀にはまず春日皇女に賜ったと伝える倭国匝布屯倉と筑紫君が献上した糟屋屯倉についての記事がみえる。

#### 01『日本書紀』継体八年正月条

太子妃春日皇女。……無<sub>レ</sub>嗣之恨，方鍾<sub>二</sub>太子<sub>一</sub>。妾名随絶。……宜<sub>下</sub>賜<sub>二</sub>匝布屯倉<sub>一</sub>，表<sub>中</sub>妃名於万代<sub>上</sub>。

#### 02『日本書紀』継体二十二年十二月条

筑紫君葛子，恐<sub>二</sub>坐<sub>レ</sub>父誅<sub>一</sub>。献<sub>二</sub>糟屋屯倉<sub>一</sub>，求<sub>レ</sub>贖<sub>二</sub>死罪<sub>一</sub>。

后妃のために設定されたと伝承されるミヤケとしては、匝布屯倉以外にも継体の太子妃春日皇女に賜った伊甚屯倉（上総）がある。この屯倉は、伊甚国造による贖罪により献上されたという性格も合わせ持つ。伊甚屯倉は、「今分かれて郡となり，上総国に属す」との註記も注目される。

#### 03『日本書紀』安閑元年四月癸丑朔条

内膳卿膳臣大麻呂奉<sub>レ</sub>勅，遣<sub>レ</sub>使求<sub>二</sub>珠伊甚<sub>一</sub>。伊甚国造等詣<sub>レ</sub>京遲晚，踰<sub>レ</sub>時不<sub>レ</sub>進。膳臣大麻呂大怒収<sub>二</sub>縛国造等<sub>一</sub>，推<sub>二</sub>問所由<sub>一</sub>。国造稚子直等恐懼逃<sub>二</sub>匿後宮内寝<sub>一</sub>。春日皇后不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>直入<sub>一</sub>，驚駭而顛，慚愧無<sub>レ</sub>已。稚子直等兼坐<sub>二</sub>闖入罪<sub>一</sub>，当<sub>二</sub>科重<sub>一</sub>。謹專為<sub>二</sub>皇后<sub>一</sub>，献<sub>二</sub>伊甚屯倉<sub>一</sub>，請<sub>レ</sub>贖<sub>二</sub>闖入之罪<sub>一</sub>。因定<sub>二</sub>伊甚屯倉<sub>一</sub>。今分為<sub>二</sub>郡属<sub>上</sub>上総国<sub>一</sub>。

さらに、安閑皇后のために大河内直味張に命じて「屯倉之地」＝「雌雉田」を献上させたがこれを拒んだため「郡司」への任用が禁止された。一方で三島県主は四十町の田を献上し三島竹村屯倉が置かれたが、大河内直もその行為を後悔して「河内県部曲」から「春時五百丁」「秋時五百丁」を献上して屯倉の耕作民としたと伝承する。

#### 04『日本書紀』安閑元年七月辛酉条

詔曰，皇后雖<sub>二</sub>体同<sub>二</sub>天子<sub>一</sub>，而内外之名殊隔。亦可<sub>下</sub>以充<sub>二</sub>屯倉之地<sub>一</sub>，式樹<sub>二</sub>椒庭<sub>一</sub>，後代遺<sub>上</sub>迹。酒差<sub>二</sub>勅使<sub>一</sub>，簡<sub>二</sub>択良田<sub>一</sub>。勅使奉<sub>レ</sub>勅，宣<sub>二</sub>於大河内直味張<sub>一</sub>（更名黒梭）曰，今汝宜<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>進膏腴雌雉田<sub>一</sub>。味張忽然悋惜，欺<sub>二</sub>誑勅使<sub>一</sub>曰，此田者天旱難<sub>レ</sub>溉。水潦易<sub>レ</sub>浸。費<sub>レ</sub>功極多，収獲甚少。勅使依<sub>レ</sub>言服命，無<sub>レ</sub>隱。

#### 05『日本書紀』安閑元年閏十二月壬午条

行<sub>二</sub>幸於三嶋<sub>一</sub>。大伴大連金村從焉。天皇帝<sub>二</sub>大伴大連<sub>一</sub>，問<sub>二</sub>良田於県主飯粒<sub>一</sub>。県主飯粒慶悦無<sub>レ</sub>限。謹敬尽<sub>レ</sub>誠，仍奉<sub>二</sub>献上御野・下御野・上桑原・下桑原，并竹村之地，凡合肆拾町<sub>一</sub>。大伴



この「三種白髪部」設置記事は、単純な経済的基盤の設定記事ではなく、『日本書紀』における万世一系的な主張を含んでいる。重要な点は、允恭系王族の「白髪天皇」(清寧)に跡継ぎが絶えたことを前提にしている点である。そもそも、「無<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>日統<sub>レ</sub>之王<sub>上</sub>」(『古事記』武烈段)、「元無<sub>レ</sub>男女<sub>レ</sub>、可<sub>レ</sub>絶<sub>レ</sub>継嗣<sub>レ</sub>」(継体即位前紀)とあるように、応神五世孫たる継体即位は、仁徳から武烈の間に跡継ぎが絶えたことを大前提としている。継体の血脈としては応神から継体に至る直系と跡継ぎが絶えた仁徳—武烈の傍系という位置づけとなる。「記紀」の伝承によれば、名代は子がないため名前を残すという名目で設定された王族の経済的基盤としての部民であるが、仁徳から武烈の間に『古事記』の御名代伝承が限定されている。同様に、仁徳から武烈間には「記紀」に皇親後裔を称する氏族伝承が見えず空白とされている。

つまり仁徳—武烈の王系において子孫が途絶えたとの伝承を背景に、仁徳段の八田部・葛城部・壬生部・蝮部・大日下部・若日下部、允恭段の軽部・刑部・河部、雄略段の白髪部、武烈段の小長谷部など、御名代の設置記事が『古事記』ではこの間に限定的に語られている。これに対応するように欽明の子孫の代には穴穂部皇子(安康天皇の穴穂命)のように名代の部名を冠した皇子女が頻出するようになる。同じ理由から、天武八姓の筆頭たる真人姓は、継体以降の子孫に限定して与えられ、武烈以前にはさかのぼらない。御名代、始祖伝承、真人姓皇親氏族などの在り方からは、仁徳—武烈間の「無嗣」が強調される構成になっている。皇后への名代設定は、前王系の継承という意味を持つとともに、名代としての部民奉仕を歴史的に正当化する根拠ともなっている。「三種白髪部」の設置記事は、清寧とは直接の血縁関係にない仁賢の娘たる手白髪への御名代設置に重点があり、継体朝では前王統の王名を継承するという名目で、手白香皇女の白髪部を整備している<sup>(14)</sup>。

このように、仁徳—武烈系の「無嗣」を理由とする「応神五世孫」たる継体即位の正統性強調、さらには仁徳—武烈系王統の名を伝えるという目的での、継体—欽明系王統による部民領有の正当化が説明される。前王系との断絶ではなく連続性により自己の即位を合理化する「万世一系」的イデオロギーが濃厚である。

一方、安閑天皇の皇后は、顕宗天皇の娘春日山田紀皇女であり、屯倉においても仁徳—武烈系の「無嗣」を理由とする名代設定とは共通する側面がある。ただし、「これらの屯倉には后妃の名前を冠したものは一つとしてなく、何故に名を後代に留めことになるのか理解できない」との批判が存在するように<sup>(15)</sup>、屯倉名と后妃の名前とは直接には対応していない。こうした不一致は、後代の附会とのみ解釈すべきではなく、屯倉を耕作した人間集団レベルにおいて、春日山田紀皇女の名前にちなむ「春日部」が設定されていた可能性が指摘できる。

すなわち、「伊甚屯倉」(03)が設定された後の上総国夷隅郡の有力氏族として平安期には「春部直」の名前が確認される。

09『日本三代実録』貞観九年四月二十日己丑条

節婦上総国夷瀧郡人春部直黒主売叙<sub>二</sub>階<sub>一</sub>、免<sub>レ</sub>戸内役<sub>一</sub>、以表<sub>レ</sub>門閭<sub>一</sub>。

おそらく伊甚屯倉の設定当時に、耕作民を「春日部」として編成することが行われ、その地方伴造として「伊甚(伊自牟)国造」の一族から「春(日)部直」が任命されたものと想定される。「安芸国過戸廬城部屯倉」(07)についても、屯倉を献上した「廬城部連」は、春日皇后に対して、贖罪のため娘を「采女丁」=「春日部采女」として献上したとあり、セットで献上された「廬城部屯

倉」がこの「春日部采女」を資養する役割を与えられたとすれば、屯倉には「春日部」が設定された可能性が高い。さらに「匝布屯倉」(01)が置かれた佐保川上流には「添上郡春日郷」(和名抄)が所在したように春日臣の本拠に隣接する。通説では、屯倉の耕作民としてすべて「田部」を想定し、名代子代とは異質なものと考えられてきた。しかしながら、春日皇后に献上された屯倉には春日部との関係が想定されるものが少なからずあり、「無嗣」を設置の理由とすることを重視するならば、部民と屯倉は同一実体を示す場合があったと考えることが自然である。<sup>(16)</sup>もちろんすべてが名代子代と重複するものではなく、「次妃」に与えられて、仁徳—武烈系の「無嗣」との由緒が希薄な「小墾田屯倉」「桜井屯倉(茅渟山屯倉)」(06)などは、明らかに耕作者が「田部」と表記されている。ただし、「諸国の田部」と記載された「三嶋竹村屯倉」(04・05)についても、その耕作者は「河内県部曲」のまま「田部」とされたとあるように、専属農民化の度合い(いいかえれば屯倉における領域支配の内実)については慎重な判断が必要である。少なくとも「春時五百丁」「秋時五百丁」という時期ごとの労働力の提供は、「河内県部曲」という凡河内直の動員力に依拠したもので、春秋の各「五百丁」が必ずしも同一人物を徴発し「田部」として固定的な関係として屯倉に緊縛されていたわけではないことに留意すべきである。重要なのは、名代子代の間人集団と屯倉に重なり合う部分が少なくとも当初から存在したと想定される点であり、人間集団に対する人格的支配を本質とする部民制と領域支配を本質とする屯倉は、原理が異なると簡単には断定できないことである。これは人間集団に対する貢納奉仕の拠点としての「ヤケ」の基本的属性によるもので、人間集団を重視した「春日部」と貢納奉仕拠点としての「屯倉」という表記は併存しうるものであったと考えられる。<sup>(17)</sup>

#### 【屯倉記事集中の理由】

つぎは安閑・宣化期における屯倉記事の集中の問題を外交上の緊張関係から考察する。安閑・宣化紀には、有名な二十六屯倉の設置記事をはじめとして、多くの記事が集中している。<sup>(18)</sup>

#### 10『日本書紀』安閑二年五月甲寅条

置<sub>二</sub>筑紫穗波屯倉・鎌屯倉・豊国廻碕屯倉・桑原屯倉・肝等<sub>一</sub>(取<sub>レ</sub>音読)屯倉・大拔屯倉・我鹿屯倉(我鹿、此云<sub>二</sub>阿柯<sub>一</sub>)・火国春日部屯倉・播磨国越部屯倉・牛鹿屯倉。備後国後城屯倉・多禰屯倉・来履屯倉・葉稚屯倉・河音屯倉・婀娜国胆殖屯倉・胆年部屯倉・阿波国春日部屯倉・紀国経湍屯倉(経湍、此云<sub>二</sub>俯世<sub>一</sub>)・河辺屯倉・丹波国蘇斯岐屯倉(皆取<sub>レ</sub>音)・近江国葦浦屯倉・尾張国問敷屯倉・入鹿屯倉・上毛野国緑野屯倉・駿河国稚贄屯倉。

この時期に集中的に屯倉記事が記載されている点については、津田左右吉以来、作為的に集めたとの見解が有力であるが、那津官家へ諸国の屯倉の穀を運んだとの記載を重視するならば、当該期における対外的緊張がその背景に想定される。<sup>(19)</sup>

#### 11『日本書紀』宣化元年五月辛丑条

詔曰、食者天下之本也。黄金万貫、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>療<sub>レ</sub>飢。白玉千箱、何能救<sub>レ</sub>冷。夫筑紫国者、遐邇之所<sub>二</sub>朝届<sub>一</sub>、去来之所<sub>二</sub>関門<sub>一</sub>。是以、海表之國、候<sub>二</sub>海水<sub>一</sub>以来賓、望<sub>二</sub>天雲<sub>一</sub>而奉貢。自<sub>二</sub>胎中之帝<sub>一</sub>、泊<sub>二</sub>于朕身<sub>一</sub>、収<sub>二</sub>蔵穀稼<sub>一</sub>、蓄<sub>二</sub>積儲粮<sub>一</sub>。遥設<sub>二</sub>凶年<sub>一</sub>、厚饗<sub>二</sub>良客<sub>一</sub>。安<sub>レ</sub>国<sub>二</sub>之方<sub>一</sub>、更無<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>此。故、朕遣<sub>二</sub>阿蘇仍君<sub>一</sub>(未詳也)、加<sub>二</sub>運河内国茨田郡屯倉之穀<sub>一</sub>。蘇我大臣稻目宿祢、宜<sub>下</sub>遣<sub>二</sub>尾張連<sub>一</sub>、運<sub>二</sub>尾張国屯倉之穀<sub>上</sub>、物部大連鹿鹿火、宜<sub>下</sub>遣<sub>二</sub>新家連<sub>一</sub>、運<sub>二</sub>新家屯倉之穀<sub>上</sub>、阿

倍臣，宜<sub>下</sub>遣<sub>二</sub>伊賀臣<sub>一</sub>，運<sub>中</sub>伊賀国屯倉之穀<sub>上</sub>。修<sub>二</sub>造官家那津之口<sub>一</sub>。又其筑紫・肥・豊，三国屯倉，散在<sub>二</sub>懸隔<sub>一</sub>。運輸遙阻。儻如須要，難<sub>二</sub>以備<sub>レ</sub>率。亦宜<sub>下</sub>課<sub>二</sub>諸郡<sub>一</sub>分移，聚<sub>二</sub>建那津之口<sub>一</sub>，以備<sub>二</sub>非常<sub>一</sub>，永為<sub>中</sub>民命<sub>上</sub>。早<sub>下</sub>郡<sub>一</sub>，令<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>朕心<sub>一</sub>。

すなわち、継体朝前後の朝鮮半島情勢は、加耶諸国に対する新羅と百済による東西からの軍事的圧力が強化された時期にあたり、加耶諸国はその独立を維持するために倭国・高句麗を含む周辺諸国との連携を期待する外交を展開していた<sup>(20)</sup>。倭国は南部の加耶諸国とは古くから密接な交流があり倭系の人々が多く居住していた。百済や新羅の加耶諸国への侵攻に対して、倭国は軍事的強攻策をとる立場と現状維持による先進文物の安定的供与を重視する立場が存在したと考えられる。継体朝では、継体に対する「軍事王」としての期待から、前者の軍事強攻策の立場が前面に出ており、継体と勾大兄皇子、さらには継体を擁立した大伴氏などがこの主張をリードしたと考えられる。継体は近江臣毛野を将軍として対新羅戦への派遣を計画し、後には「任那王」の要請による百済との交戦記事も見えている（継体紀二十四年九月条）。勾大兄皇子は「任那四県の割譲」を強硬に反対している。大伴氏も宣化朝に「任那」救援の軍を派遣したと伝えている（宣化紀二年十月壬辰条）。近江臣毛野が百済とも交戦した点を重視するならば、百済・新羅の軍事的圧力に対して加耶諸国の独立維持をはかる「任那王」の「乞師」（派兵要請）を根拠にして、百済に対する軍事的・外交的主体性を維持するのが倭国の基本方針であったと考えられる（欽明紀四年十一月甲午条）。後にも倭臣の印岐彌が新羅だけでなく百済を討とうとしていたことが聖明王の言として記載されている（欽明紀五年十一月条）。典型的には九州筑紫の「那津官家」に対する諸国屯倉からの食料集積はこうした軍事対決路線における後方兵站基地としての役割があったと考えられる。安閑・宣化期にみえる諸国屯倉の大量設置記事はこうした背景で理解すべきと考えられる。

以後、宣化朝には大伴磐の軍勢が「筑紫」に留まり「三韓」に備えたとあり（宣化紀二年十月壬辰条）、欽明朝には内臣らの軍勢が「筑紫」に駐留し、「軍数一千・馬一百匹・船四十隻」が出撃し（欽明紀十五年正月丙辰・五月戊子条）、また阿倍臣らが「筑紫国船師」を率い、さらに筑紫火君が「勇士一千」を率いて出撃している（同十七年正月条）。とりわけ崇峻朝から推古朝にかけては、二万余の軍勢が約四年間も「筑紫」に駐留している（崇峻紀四年十一月壬午・推古紀三年七月条）。このように以後、しばしば筑紫にヤマト王権の軍隊が大規模かつ長期に駐留することが可能になった前提には、「以備<sub>二</sub>非常<sub>一</sub>」ために「筑紫・肥・豊，三国屯倉」を中心に諸国から「那津官家」へ兵糧米が集積される体制が整備されたことを想定しなければならない。少なくとも二万人以上の兵士を約四年間も駐留できるだけの兵站能力が宣化朝以降に「那津官家」を中心に整備されていたことが確認される。

筑紫君が献上した「糟屋屯倉」(02)については、新羅征討伝承と関係が深い香椎廟が位置する筑前国糟屋郡に比定され、まさに「那津官家」(11)と近接した場所に想定されている。磐井は筑紫を本拠として火・豊国にも勢力を伸ばし、「新羅知<sub>レ</sub>是，密行<sub>二</sub>貨賂于磐井所<sub>一</sub>……磐井掩<sub>二</sub>拋火<sub>一</sub>・豊二国<sub>一</sub>，勿<sub>レ</sub>使<sub>二</sub>修職<sub>一</sub>。外邀<sub>二</sub>海路<sub>一</sub>，誘<sub>二</sub>致高麗・百済・新羅・任那等国年貢戰船<sub>一</sub>」（継体紀二十一年六月甲午条）とあるように、新羅を中心とする国々との外交や貿易があったとされ、その窓口として博多湾に拠点<sup>(22)</sup>を有していたと想定される。さらに「妙心寺鐘銘」によれば、糟屋評に屯倉の貯蔵米を精白する職掌を有した「舂米連」が居住したことが確認される<sup>(23)</sup>。筑紫君磐井は、独自の外

交拠点を糟屋地域に有し、朝鮮諸国との交易や出兵の拠点として使用していたが、滅亡後はヤマト王権に接収され、那津官家を中心とするミヤケのネットワークに組み込まれ、一元化的に運用されるようになったと考えられる。筑紫君葛子が、父の罪に連座することを恐れて糟屋屯倉を献上したと伝承されるのは、糟屋屯倉が筑紫君の外交拠点として重要な意味を持ち、それを献上することはヤマト王権への服属において象徴的な意味があったからであろう。一方で、この献上により、ヤマト王権は北九州の外交軍事の拠点を一元的に運用することが可能となり、朝鮮半島に対し、大軍を長期に筑紫に駐屯させることが可能な体制が確立したと評価される。

ちなみに、軍事的な兵糧米として大量の精米製造を担当したのが舂米部であり、兵站基地としての屯倉周辺に舂米部が設定されることは当然視される。舂米部は、糟屋屯倉の「舂米連」だけでなく、大宝二年の「筑前国戸籍」によれば「那津官家」を挟んで反対側の嶋郡にも確認され、推古朝に撃新羅將軍来目皇子の軍勢が嶋郡に駐屯して、船舶を集めて「軍糧」を運ばせたとある記述と対応する（推古紀十年四月戊申条）。さらに、河内茨田屯倉にも舂米部が設置されているが（仁徳紀十三年九月条）、宣化朝に阿蘇君に命じて、筑紫へ「河内国茨田郡屯倉之穀」を運ばせた記載と対応する。<sup>(24)</sup> 屯倉と舂米部のセットにより兵糧米を用意し、「那津官家」を中心とする北九州の諸屯倉に集積する体制を構想したと考えられる。

#### 【国造による献上と労働力徴発】

つぎには、国造が贖罪として献上したと伝承されるミヤケの系列を検討する。先述した筑紫君葛子による「糟屋屯倉」(02) および伊甚国造による「伊甚屯倉」(03) の献上記事以外には、「武蔵国造」による四屯倉の献上記事が著名である。

12『日本書紀』安閑元年閏十二月是月条

武蔵国造笠原直使主与同族小杵，相争国造。〈使主・小杵，皆名也〉経年難決也。小杵性阻有逆。心高無順。密就求援於上毛野君小熊，而謀殺使主。使主党之走出，詣京言状。朝廷臨断，以使主为国造，而誅小杵。国造使主悚憙交懷，不能默已。謹为国家，奉置横渟・橘花・多氷・倉櫟，四处屯倉。

これまで屯倉は王権の直轄地的な意味づけが強く、国造は屯倉を献上した後は、その経営に関与しなかったかのようなイメージが強調されてきた。しかしながら、中央から使者が派遣されたとしても、屯倉の経営は在地首長層の協力がなければ経営は不可能であり、実質的には後の武蔵国造に経営を委任したと<sup>(25)</sup>考えられる。

その大きな根拠となるのは、屯倉における労働力の徴発形態である。屯倉の労働形態がうかがわれる史料としては、安閑元年の三嶋竹村屯倉(04・05)および小壘田・桜井・茅渟山・難波屯倉(06)などの記事がある。

まず、三嶋竹村屯倉については、先述したように「毎郡以鑿丁，春時五百丁，秋時五百丁」を労働力としたが、これは「毎郡以鑿丁」とあるように「河内県」という数郡規模の範囲から、凡河内直の動員力に依拠して徴発された耕作者で、春秋の各「五百丁」が必ずしも同一人物を徴発し「田部」として固定的な関係として屯倉に緊縛されていたわけではなく、臨時的な動員が恒常化した結果により「田部」とも称されたものであろう。おそらくは、「部曲」とあるように凡河内直の配下にある隷属度の高い農民を適宜選択して、春と秋の農繁期に動員していたもので、設置段階

では「田部」の表記に拘泥するよりも「鑿丁」がふさわしい。

つぎに、「皇后次妃」に対して与えられた小墾田屯倉以下の労働力は、

小墾田屯倉	—每国田部—紗手媛
桜井屯倉（茅渟山屯倉）	—每国田部—香香有媛
難波屯倉	—每郡鑿丁—宅媛

と図式化できる。おそらく三嶋竹村屯倉と同じく「每国田部」と「每郡鑿丁」に本質的な違いは存在せず、少なくとも「每国」や「每郡」との表現からは、広範囲から屯倉の耕作者が徴発されたことが確認される。

また、『風土記』にみえる飾磨屯倉なども同様に山陰道の五国造が関与したと伝承する。

### 13『播磨国風土記』飾磨郡

所<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>称<sub>レ</sub>飾磨御宅<sub>一</sub>者、大雀天皇御世、遣<sub>レ</sub>人、喚<sub>レ</sub>意伎・出雲・伯耆・因幡・但馬五国造等<sub>一</sub>。  
是時、五国造、即以<sub>レ</sub>召使<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>水手<sub>一</sub>、而向<sub>レ</sub>京之。以<sub>レ</sub>此為<sub>レ</sub>罪、即退<sub>レ</sub>於播磨国<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>田也。  
此時、所<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>之田、即号<sub>レ</sub>意伎田・出雲田・伯耆田・因幡田・但馬田<sub>一</sub>。即彼田稻、收納之御宅、即号<sub>レ</sub>飾磨御宅<sub>一</sub>、又云<sub>レ</sub>賀和良久三宅<sub>一</sub>。

ここでも、国造の贖罪により三宅が作られたとあるが、意伎・出雲・伯耆・因幡・但馬の五国造にそれぞれ「意伎田・出雲田・伯耆田・因幡田・但馬田」という田を耕作させたとあることが注目される。播磨国の国造ではなく遠方の国造に労働力を出させてミヤケを開墾させることが説話化されている。

以上の事例によれば、ミヤケでは荘園のように専属の耕作民が土地と一体的に必ずしも存在するわけではなく、「每郡鑿丁」とあるように土地に緊縛された農民ではなく、国造・県主らを中心に差発された徭役労働により経営されていたことが確認される。畿内のミヤケを継承したと考えられている官田の経営形態も「丁役」により行われていた（田令役丁条）。部民制による個別の縦割りの人格的關係とは段階が異なり、国造および王権による広域的な労働力徴発を前提に経営が維持されている。

国造による人格的な在地支配能力に大きく依存し、三嶋屯倉のように摂津へ河内の鑿丁が動員されるなど、後の均質な国郡編成の領域から逸脱した徴発形態もみられ、国郡制的段階とも異なる労働力編成となっている。「隋書倭国伝」にみられる郡と県の重層関係はこうした段階の一側面を示していると考えられるが、部民制による個別の縦割りの人格的關係とは並存関係にあったと考えられる。

『隋書』倭国伝には国造国と推定される「軍尼」と郷レベルの「伊尼翼」の行政的な重層性が存在したような記載があり、一方、孝徳朝以前の東国には郡県の「官家」として国造・伴造だけでなく県稻置（コホリノイナギ）が置かれていたことが記載されている。

### 14『隋書』東夷倭国伝

有<sub>レ</sub>軍尼一百二十人<sub>一</sub>、猶如<sub>レ</sub>中国牧宰<sub>一</sub>。八十戸置<sub>レ</sub>一伊尼翼<sub>一</sub>、如<sub>レ</sub>今里長<sub>一</sub>也。十伊尼翼属<sub>レ</sub>一軍尼<sub>一</sub>。

### 15『日本書紀』孝徳紀大化元年八月庚子条

若有<sub>レ</sub>求<sub>レ</sub>名之人<sub>一</sub>、元非<sub>レ</sub>国造・伴造・県稻置<sub>一</sub>、而輒詐訴、言<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>我祖時<sub>一</sub>、領<sub>レ</sub>此官家<sub>一</sub>治<sub>レ</sub>是

郡県上、汝等国司不得随、詐便牒於朝。審得実状而後可申。

すでに指摘があるように、『隋書』にみえる国と県という重層的な郡県支配組織は、遅くとも七世紀には国造と彼が管理するミヤケの間に部分的に存在したと考えられる<sup>(26)</sup>。ちなみに、「鬪鷄国造」の姓を貶して「稲置」としたとの伝承は（允恭紀二年二月己酉条）、国造の下位に稲置が位置していたことを示しており、大化の東国国司が犯した罪として「田部之馬」を勝手に取ったことがあり、東国においては中央派遣官ではなく本来は国造がミヤケの田部を在地で管理していたことが確認される（孝徳紀大化二年三月辛巳条）。おそらくは「武蔵国造一横淳・橘花・多氷・倉櫛の四屯倉（県稲置）」という統属関係が孝徳朝までには形成されたと考えられる。しかしながら、国造と稲置の関係は、「凡国家所有公民、大小所領人衆」（大化元年八月庚子条）とあるように大小様々な課税単位が錯綜していたもので、本質的には国造・評造・五十戸造（県稲置）は基本的に同質な「官家」として扱われたと考えられる。『播磨国風土記』には、里レベルのミヤケがいくつか存在するが、これこそが（県）稲置の実態として位置づけられる。

広域行政組織としての国造制は西国では「磐井の反乱」、東国では崇峻朝の境界の設定を契機に六世紀代に整備されたと考えられる<sup>(27)</sup>。ただし、地域支配への浸透度は、裁判権・祭祀権・兵士やミヤケの耕作を含む徭役労働の徴発などに限定されていた。

#### 【「譜第」を前提とした屯倉伝承】

ミヤケ伝承には、後の郡や郡司との系譜的關係を示すものがみられる。たとえば、伊甚屯倉については「今分爲郡、属上総国」とあり（03）、三島竹村屯倉については、「味張自今以後、勿預郡司」（05）との記載がある。こうした記載や郡名と共通するミヤケの名前があることからミヤケは、後の評・郡に連続する領域支配を中心とする制度と位置づける見解が有力である。しかしながら屯倉と評との連続性は、領域性によるのではなく、コホリのミヤケという貢納奉仕の拠点としての性格により確認されるのであり、領域的支配の実質は確認されないことはすでに論じた。

後述する孝徳への中大兄による献上記事には「屯倉一八一所」とあるように実際には多数のミヤケが存在したが（孝徳紀大化二年三月壬午条）、必ずしもすべてにそうした設置伝承が残されているわけではなく、あくまでそれは一部のミヤケに限定される。こうした伝承の違いは、孝徳期に国造だけでなく伴造や屯倉の管理者（県稲置）から郡司（評司）への登用がされたこと（15）が関係していると考えられる。

すなわち、伊甚屯倉の場合には、伊甚国造の一族から春日皇后に対して「春（日）部直」として伊甚屯倉の管理者となる者があり、その子孫が後に夷隅郡の郡司として認定される必要があった。そのため、一族の「譜第」に「官家」を領したという伝承として、かつて伊甚屯倉の管理者であったことを明記する必要があった。大化の屯倉廃止後に上総国夷隅郡の郡司（評司）になりうる譜第郡司としての位置づけを与えられるためには、その歴史的根拠として「今分爲郡、属上総国」との註記が必要であったのではないかと想定される。

一方、三島竹村屯倉についての「味張自今以後、勿預郡司」との記載は、「毎郡以饗丁、春時五百丁、秋時五百丁、奉獻天皇。子孫不絶」「盖三嶋竹村屯倉者、以河内県部曲爲田部之元、於是乎起」との記載と対応し、「河内県部曲」を郡毎に「饗丁」として献上することにより、「郡司」任命の否定は取り消されたと解釈される逆説的な説話であり、むしろ反対に、譜第郡司と

して公認される歴史的根拠となったと想定され、奈良時代以降には、摂津国造や摂津国川辺郡の郡司に任命されている<sup>(28)</sup>。

このようにミヤケの伝承のうちには郡司の「譜第」に関係した伝承や註記が存在したと考えられる。

### ③……………分節的支配と兎島白猪屯倉

安閑紀には二十六のミヤケ一括設置記事(10)に続いて、ミヤケの管理体制を整備した記事が連続して記載されている。

16『日本書紀』安閑二年八月乙亥条

詔置<sub>二</sub>国<sub>一</sub>犬養部<sub>一</sub>。

17『日本書紀』安閑二年九月丙午条

詔<sub>二</sub>桜井田部連・県犬養連・難波吉士等<sub>一</sub>、主<sub>二</sub>掌屯倉之税<sub>一</sub>。

ミヤケと犬養部の関係については、すでに指摘があるようにミヤケ地名とイヌカイ地名との関係が深く、ミヤケ(限定的には倉庫)の守衛を担当したとする説が妥当と考えられる<sup>(29)</sup>。さらに桜井田部連・県犬養連・難波吉士らに「屯倉の税」を主掌させたとの記載は、この時期に対外的緊張からミヤケに蓄積された米が、兵糧米や出挙・交易の原資として組織的に活用されるようになり、その管理のために氏族制の枠内部で田部・犬養などの担当が定まりつつあったことがうかがわれる。なお、氏族名が明記されているのは先述したように郡司の「譜第」などに関係した「奉事根源」としての意味もあつた<sup>(30)</sup>と考えられる。

「屯倉之税」については、封戸における出挙の記載が参考となる<sup>(31)</sup>。

18『日本書紀』天武五年四月辛亥条

勅、諸王・諸臣被<sub>レ</sub>給封戸之税者、除<sub>二</sub>以西国<sub>一</sub>。相易給<sub>二</sub>以東国<sub>一</sub>。

19『日本書紀』朱鳥元年五月癸丑条

大官大寺、封<sub>二</sub>七百戸<sub>一</sub>、乃納<sub>二</sub>税州万束<sub>一</sub>。

屯倉や封戸での本稲の存在から出挙を想定させる「屯倉之税」とか「封戸之税」、あるいは封戸と一体的になった稲の記載などをみると、寺院の封戸と出挙稲との密接な関係が指摘できる。

20天平四年以前「播磨国税帳」(正集35/大日古2-150)

中宮職美作国主稻无位錦部主村石勝

さらに出挙責任者の古い職名として「主稻」がある。これらからは令制下の封戸(租の半分・調庸の全部・封丁の徴発)とはやや異なって、七世紀以前には出挙稲の運用や徭役労働への徴発運用も過渡期的な経営に含まれていたと考えられる。

さらにミヤケの管理については、安閑紀にみえる那津官家へのミヤケの穀運搬命令(11)によれば、つぎのような命令系統が復原される<sup>(32)</sup>。

大王 ─────────── 阿蘇君一河内国茨田郡の屯倉  
├── 蘇我稻目 一尾張連一尾張国の屯倉  
├── 物部麿鹿火一新家連一伊勢国の新家屯倉  
└── 阿倍臣 一伊賀臣一伊賀国の屯倉

一見すると大王直轄地に対する官僚制的な指揮命令系統の如くに認識される。しかしながら、これは大王直属ではない群臣層を介在した分節的なミヤケ経営の実態を示すもので、大王と大夫、大夫と在地豪族という上下に重層化した官僚制的な関係ではない点に留意すべきである。王族・群臣層を介在した系列的なミヤケ経営からは貢納奉仕関係の多元性の問題が指摘できる。建前上は、「率土之下莫<sub>レ</sub>匪<sub>レ</sub>王封<sub>一</sub>。普天之上莫<sub>レ</sub>匪<sub>レ</sub>王域<sub>一</sub>」（安閑紀元年閏十二月壬午条）という王土王民的な在り方が強調されているが、実態は孝徳期にしばしば「凡国家所有公民，大小所領人衆」（大化元年八月庚子条）や「領<sub>レ</sub>此官家<sub>一</sub>治<sub>レ</sub>是郡県<sub>一</sub>」（15）、「官司処々屯田及吉備嶋皇祖処々貸稻」（大化二年三月辛巳条）などとあるように、各王族・豪族レベル（屯田を有した官司とはこれら家政機関内のツカサを示す）の人格的な支配力に応じた王民の分割所有・管理であったとしなければならない。

欽明朝から敏達朝にかけては、吉備に置かれた白猪児島屯倉についての記載がみえる。このミヤケについては「田令」や「田部名籍」とあるところから、使者派遣による帳簿把握を前提とした先進的な支配方式が導入されていたと解釈され、律令的な戸籍・編戸制の端緒として通説では評価されている。

21『日本書紀』欽明十六年七月壬午条

遣<sub>二</sub>大臣稻目宿祢・穗積磐弓臣等<sub>一</sub>，使<sub>二</sub>于吉備五郡<sub>一</sub>，置<sub>二</sub>白猪屯倉<sub>一</sub>。

22『日本書紀』欽明十七年七月己卯条

遣<sub>二</sub>大臣稻目宿祢等於備前児島郡<sub>一</sub>置<sub>二</sub>屯倉<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>葛城山田直瑞子<sub>一</sub>為<sub>二</sub>田令<sub>一</sub>。

23『日本書紀』欽明三十年正月辛卯条

詔曰，量<sub>二</sub>置田部<sub>一</sub>，其来尚矣。年甫十余，脱<sub>レ</sub>籍免<sub>レ</sub>課者衆。宜遣<sub>二</sub>胆津<sub>一</sub>胆津者，王辰爾之甥也。檢<sub>二</sub>定白猪田部丁籍<sub>一</sub>。

24『日本書紀』欽明三十年四月条

胆津檢<sub>二</sub>閱白猪田部丁者<sub>一</sub>，依<sub>レ</sub>詔定<sub>レ</sub>籍。果成<sub>二</sub>田戸<sub>一</sub>。天皇嘉<sub>二</sub>胆津定<sub>レ</sub>籍之功<sub>一</sub>，賜<sub>レ</sub>姓為<sub>二</sub>白猪史<sub>一</sub>。尋拜<sub>二</sub>田令<sub>一</sub>，為<sub>二</sub>瑞子之副<sub>一</sub>。

25『日本書紀』敏達三年十月丙申条

遣<sub>二</sub>蘇我馬子大臣於吉備国<sub>一</sub>，增<sub>二</sub>益白猪屯倉与<sub>二</sub>田部<sub>一</sub>。即以<sub>二</sub>田部名籍<sub>一</sub>，授<sub>二</sub>于白猪史胆津<sub>一</sub>。

26『日本書紀』敏達四年二月壬辰条

馬子宿祢大臣，還<sub>二</sub>于京師<sub>一</sub>。復<sub>二</sub>命屯倉之事<sub>一</sub>。

27『日本書紀』敏達十二年是歳条

日羅等行<sub>二</sub>到吉備児島屯倉<sub>一</sub>。朝廷遣<sub>二</sub>大伴糠手子連<sub>一</sub>，而慰勞焉。

関連史料としては七つの史料が指摘でき、(27)の7を除けば、以下のように異なる二つの史料系統①②③（白猪史の家記）とⅠⅡⅢ（馬子の復命に由来する史料）に分類可能とされている。<sup>(33)</sup>

1 白猪屯倉設置（吉備五郡）Ⅰ	欽明十六年七月壬午条 21
2 屯倉設置（吉備児嶋郡）・田令①	欽明十七年七月己卯条 22
3 白猪屯倉の田部・田部丁籍②	欽明三十年正月辛卯条 23
4 白猪屯倉の田部丁・田戸・田令と副③	欽明三十年四月条 24
5 白猪屯倉・田部名籍（吉備国）Ⅱ	敏達三年十月丙申条 25
6（白猪）屯倉事復命Ⅲ	敏達四年二月壬辰条 26

7 吉備児嶋屯倉

敏達十二年是歳条 27

これによれば、進んだ経営を行ったとされる白猪屯倉と児島屯倉は同一実体で、二系統の原史料の重出が存在し、田令や田戸・田部丁籍（名籍）などの表現は信頼できないとされる。少なくとも「吉備五郡」「備前児島郡」の表記は、大宝令以降の潤色である。「田戸」を戸別に編成された田部と解し、田部丁籍（名籍）を戸籍とするところに通説の前提がある。しかしながら、「田部丁」個人を集めて「田戸」としたのであり、必ずしも造籍や編戸を前提としないと考えられる。飛鳥戸・春日戸の「某戸」は戸の管掌者を示し、「戸別の調」<sup>(34)</sup>（改新詔）と「男身の調」<sup>(35)</sup>（品部廃止詔）は同一性を有している。「戸別の調」と「男身の調」を同一実体とすれば、戸の代表者（成人男性）に課す調であったと解される。したがって、「田戸」も編戸・造籍により戸別に編成された田部ではなく、成人男子の課役負担者を集計するのみであり、「田部丁籍（名籍）」も一旦作成されると十年以上更新されない単発的なりすと想定される。このように「田戸」・「田部丁籍（名籍）」などの表現はそのままでは信頼できないものとなり、通説的な律令制的籍帳支配を前提とする評価は疑問となる。「吉備五郡」から徴発された人間集団が「吉備児島屯倉」に奉仕する関係が想定され、海上交通の拠点としても「慰勞」することが可能な「官家」の役割を果たしていたと考えられる。貢納奉仕の拠点という豪族居館から発展したヤケの基本的属性によるならば、従来の諸説のように「屯倉」「官家」という用字に制約された農耕の拠点か官衙かという二者択一的な理解はあまり建設的な議論ではない。垂仁紀の「屯倉」の字音表記に「弥夜氣」、欽明紀の「官家」の字音表記も「弥移居」とあるように、両者が同じく「ミヤケ」という訓を有している点こそがむしろ重要であり、強弱を別とすれば二つの要素は基本的にどのミヤケにも存在していたと考えるのが妥当である。『日本書紀』は両者を峻別し「屯倉」「官家」と表記するが、『古事記』は両者を区別せずに「倭屯家（倭屯倉）・「渡屯家」（百濟官家）とする。「屯家」は多くの人がたむろする貢納奉仕の拠点たる豪族居館（ヤケ）を意味するとすれば、『古事記』の「屯家」の表記こそが家（ヤケ）がもつ二つの要素を未分化なかたちで正確に表現していることになる。

以後、欽明紀から皇極紀までの間にはミヤケの記載は以下の四件しかない。

28『日本書紀』欽明天皇十七年十月条

遣<sub>二</sub>蘇我大臣稻目宿等於倭国高市郡<sub>一</sub>，置<sub>二</sub>韓人大身狭屯倉<sub>一</sub>（言韓人者。百濟也）高麗人小身狭屯倉<sub>一</sub>。紀国置<sub>二</sub>海部屯倉<sub>一</sub>（一本云，以<sub>二</sub>处处韓人<sub>一</sub>，為<sub>二</sub>大身狭屯倉田部<sub>一</sub>。高麗人為<sub>二</sub>小身狭屯倉田部<sub>一</sub>。是即以<sub>二</sub>韓人・高麗人<sub>一</sub>為<sub>二</sub>田部<sub>一</sub>。故因為<sub>二</sub>屯倉之号<sub>一</sub>也）

29『日本書紀』推古十五年是歳条

於<sub>二</sub>倭国<sub>一</sub>作<sub>二</sub>高市池・藤原池・肩岡池・菅原池<sub>一</sub>。山背国掘<sub>二</sub>大溝於栗隈<sub>一</sub>。且河内国作<sub>二</sub>戸苅池・依網池<sub>一</sub>。亦每<sub>レ</sub>国置<sub>二</sub>屯倉<sub>一</sub>。

30『日本書紀』皇極元年五月己未条

於<sub>二</sub>河内国依網屯倉前<sub>一</sub>。召<sub>二</sub>翹岐等<sub>一</sub>，令<sub>レ</sub>觀<sub>二</sub>射獵<sub>一</sub>。

31『日本書紀』皇極二年十一月丙子条

三輪文屋君進而勸曰，請移<sub>二</sub>向於深草屯倉<sub>一</sub>。從<sub>レ</sub>茲乘<sub>レ</sub>馬。詣<sub>二</sub>東国<sub>一</sub>，以<sub>二</sub>乳部<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>本。興<sub>レ</sub>師，還戰。其勝必矣。

まず欽明紀には、倭国高市郡に渡来人集団による耕作を前提に「韓人（百濟人）大身狭屯倉」「高

麗人小身狭屯倉」を設定したとある(28)。渡来系氏族は「某戸」のように編成が容易であったこと、先進的な開墾や灌漑技術などを有していたことから、ミヤケの耕作民としてはふさわしかったと思われる。蘇我氏主導による渡来系氏族の編成の成果であろう。紀伊国の海部屯倉は、海産物の貢納を想定して設定されていたらしく、領域的編成ではなく海部集団を浦ごとに組織したもので、木簡などにより飛び地的な分布が指摘されている。いずれも渡来人や海部という特殊な人間集団を編成し、ミヤケにおいて貢納奉仕関係を結んでいることは注目され、領域支配よりも人間集団の把握に力点が存在したと考えられる。

つぎに推古紀には倭・山背・河内国に対する池溝開発記事に続いて、国ごとにミヤケを設定したとある(29)。前稿でも論じたように、池溝開発と連動したミヤケの設定は仁徳期の前後ではなく、実際には推古期に本格化したことが古市大溝の築造年代や狭山池木樋の伐採年代などもから確認される。ちなみに、「毎国」を池溝開発と関連させて倭・山背・河内の三国に限定するか、全国的なミヤケ設置と解するか、両様の解釈がなされている。記紀では「前期ミヤケ」の段階以降、「高市池」のある「高市郡」(28)の「韓人(百濟人)大身狭屯倉」「高麗人小身狭屯倉」なども含め三国には多くのミヤケがすでに置かれたと伝承しており、記紀の論理としては、さらに三国に増加させたと解するよりは、全国にミヤケを設置したと解するほうが妥当ではないか。小墾田屯倉の「毎国田部」、桜井屯倉(茅渟山屯倉)の「毎国田部」、難波屯倉の「毎郡鑿丁」(06)との表現にしたがえば、「筑紫・肥・豊、三国屯倉」(11)のように「三国」とは明記されていないので、全国と解しても問題はない。

皇極紀には「河内国依網屯倉の前」で「射獵」を觀たとあり(30)、倉庫的な要素だけでなく、大王や百濟王氏らが出御する儀式のための空間が、施設の前にある官衙的な様相が想定される。一方、深草屯倉(山背)には山背大兄王ら一行が東国へ脱出することができるだけの馬が常備されており(31)、先述した孝徳紀にみえる国造が監理した「湯部の馬」(部民制)・「田部の馬」(ミヤケ制)・「国造の馬」(国造制)などとの関連性が想定される(孝徳紀大化二年三月辛巳条)。さらにミヤケにおける春米部設置との関係からすれば、運搬手段として馬や船が屯倉に常備されていたことは十分考えられる<sup>(39)</sup>。しかし、「運湯沐之米伊勢国駄五十四、遇於菟田郡家頭。仍皆棄米、而令乘歩者。到大野以日落也」(天武紀元年六月甲申条)という「湯部(湯沐)の馬」の事例を参照すれば、あくまで運搬機能を前提に馬や船が常備されたのであり、限定的に緊急用の「早馬」としても用いられる場合があったと考えられる。崇峻朝以降、「筑紫」との連絡がしばしば「馭馬」「馭使」により行われたとあるが(崇峻紀五年十一月丁未・推古十一年二月己酉条・皇極紀元年正月乙酉条・斉明紀三年七月己丑条)、これらは律令制的な馭馬制度の整備を示すものではなく、難波と那津官家の間において軍事的な必要から児島屯倉など山陽道諸国の諸ミヤケに常備された運搬用の馬や船が深草屯倉(山背)の事例のように臨時に用いられたと推定される。

このように倉庫や農耕経営だけでないミヤケの機能が「海部屯倉」(海産物貢納)・「依網屯倉」(儀式)、「深草屯倉」(馬)などからも確認される。

## ④……………孝徳期のミヤケ政策

孝徳期にはミヤケ制の廃止が宣言され、<sup>(40)</sup>評制への転換が開始される。

32『日本書紀』大化二年正月甲子条

賀正礼畢，即宣改新之詔曰，其一曰，罷昔在天皇等所立子代之民・処々屯倉，及別臣・連・伴造・国造・村首所有部曲之民，処々田莊。仍賜食封大夫以上，各有差。降以布帛，賜官人・百姓，有差。

廃止の対象が、子代の民と屯倉、部曲と田莊という貢納奉仕する人間集団と経営体（貢納奉仕の拠点）のセットとして記載されている点がまず注目される。「昔在天皇等所立子代之民」とある子代と「臣・連・伴造・国造・村首所有部曲之民」とある部曲については、東国国司の記事に「自古以降，毎天皇時，置標代民，垂名於後」「其臣連等・伴造国造，各置己民，恣情驅使」とある記載と対応する（孝徳紀大化元年九月甲申条）。

そのうえで、子代と屯倉をセットと解するならば、先述したように春日皇后に献上された屯倉には春日部との関係が想定されるものが少なからずあったように、王族が経営した子代と屯倉は同一実体を示す場合があったことになる。人間集団と経営体（貢納奉仕の拠点）のどちらを中心に呼称するかにより使い分けられていたと考えられる。二つの呼称が存在する理由は、おそらく貢納奉仕する人間集団と経営体（貢納奉仕の拠点）が土地付き農民のように必ずしも一致しないので、人間集団の供給地を示す広い名称と、貢納奉仕の場所を示す拠点的な名称が併存したのではないか。そのように解すれば、人間集団の供給地を示す広い名称として「吉備五郡」に「白猪屯倉」を置いたことと、貢納奉仕の場所を示す拠点的な名称として、「備前児島郡」に屯倉を置き、「吉備児島屯倉」で日羅を「慰勞」したとあることは矛盾しない。

15『日本書紀』大化元年八月庚子条（前掲）

若有求名之人，元非国造・伴造・県稻置，而輒詐訴，言自我祖時，領此官家治郡是郡県，汝等国司不得随詐便牒於朝。審得実状而後可申。

国造（国造制）だけでなく制度的に異なる伴造（部民制）・県稻置（屯倉・県制）が歴史的に「官家」（治天下の宮に対応した在地における貢納奉仕の拠点）を領したと認識され、その実績が評造や五十戸造といった新たな官家候補者の選定の前提になっていたことが指摘できる。従来の官家を再編して新たな「官家ミヤケ」の一種としての「評家コホリノミヤケ」と「五十戸家サトノミヤケ」（平城京墨書土器）が置かれることとなった。しかし、官衙施設としての評衙の成立は遅れ、まだ豪族の私宅と官衙の区別は明瞭ではなかった。<sup>(41)</sup>ようやく天武朝後半段階に「詔四方国曰，大角小角鼓吹幡旗及弩地之類，不応存私家，咸収于郡家」（天武十四年十一月丙午条）とあるように「私家」に対比される「郡家（評家）」が成立した。つまり孝徳期においては基本的に豪族の「私家」のみが「官家ミヤケ」として機能し、律令制下に連続する公的な官衙形態はまだ成立していなかったことになる。

「譜第」意識の連続性において品部や屯倉の廃止命令は、国造を除く伴造や県稻置にとっては大きな転換点として認識されたはずである。しかし、新たに官家を領することになった者の一斉任命

については『日本書紀』に明証はなく、『常陸国風土記』の記載によれば在地の事情による個々の申請によっており、あくまで第一次東国国司の段階では「官家」運営候補者選定＝「譜第」の決定に留まっていた。国造だけでなく伴造・県稲置からも評や五十戸の「官家ミヤケ」経営へ転換した者があり、令制での伴造部姓郡司成立の契機であった。孝徳朝は貢納奉仕関係および「譜第」意識の大きな転換期と後世には観念されたことは事実としても全面的な施行を意味するものであったかは確実でない。成務朝における国造設置と同様に、後世の認識がそのまま孝徳朝の史実と認定することはできない。郡司の「譜第」において難波朝廷以来の「労効」が語られ、国家がそれを公認するという関係において再生産されてくるもので、厳密に検討する必要がある。

たとえば『日本書紀』の第二次東国国司の行動を補完する史料である『常陸国風土記』の記載は、『日本書紀』を前提に国・郡・郷・戸制の施行をすべて大化二年の改新之詔に収斂させており、『播磨国風土記』とは異なって庚午年籍や庚寅年籍段階での記載がほとんど見えないことが指摘できる。さらに、評の分割を記載するのは新立の郡（評）のみで、旧来の国造国の拠点と考えられる郡の記事が残存しない点も問題となる。孝徳朝の立評記事は各郡ともに統一的な記載様式であり、「古老曰」の中身は郡司の「譜第」記載を基本的に公認したものが掲載されたと想定される。国造国に系譜する郡については、「国造本紀」にみえるような国造任命記事が奉事根源として「譜第」ではより重要であり、ことさら国造から郡司への転換を画期として語る必要がなかったと考えられる（「国造本紀」では国造国と令制国の違いを区別せず連続するものとして記述している）。反対に、伴造や県稲置の系譜をもった者たちにとっては、孝徳朝における屯倉や品部の廃止直後から郡司に任命されたことを「譜第」の連続性において語ることは重要な意味を持っていたわけである。

しばしば「難波朝廷天下立評給時」（皇大神宮儀式帳）という記載は、孝徳朝の「全面立評」を示すと解釈されるが、この場合の「天下」は「某宮治天下大王時」のように「難波朝廷」と一体の表記で時代区分を示すとも解釈される。一方、同じ内容を語る「大同本紀」は「己酉年」（大化五）に初めて「度相郡」を立てたとのみ記すが、史料的な信頼性に欠けることが指摘されている。<sup>(43)</sup> ちなみに、「元三箇郡撰一処」という主張は「神時（太神宮）—三官家（屯倉）」の古い体制を示しており、武蔵国造—四屯倉（県稲置）と同質なものと考えられる。あくまで『日本書紀』は「名を求むる人」＝希望者のなかから官家を領する者の候補者を選定しただけで、全面的な施行は明記が無く、第二次東国国司以降に順次任命されていったと解しても支障はない。

品部廃止詔に連続して、全国へ国司が派遣されたのは、「一家五分六割」（他姓との混交状態）の弊害により伴造系列の廃止を意図し、伴造廃止（改去旧職）により官人たる評造・五十戸造（百官・位階）への転換をはかろうとしたものである。しかしながら、官家の管理者は大小様々（大小所領人衆）で、評造と五十戸造は、まだ直接の統属関係にはなく並存し、「白髪部五十戸」と「大山五十戸造」の二系統、すなわち伴造系五十戸造（部名里）と屯倉県稲置系五十戸造（地名里）が同時に併存したと推測される。しかしながら、評造や五十戸造は、領域的行政単位としては未熟であり、東国国司らによる田部・湯部・国造らの馬の勝手な徴発が禁止されたように、国造の地域支配権力を介在させなければ十分に機能しなかったはずである。

以上によれば、孝徳期の改革は、行政区画の設定よりも重層化した徴税単位の設定に重点があり、国造のもとで官家を拠点とする統一的、直接的な税の貢納および人の徴発を構想したのと考えら

れる。

33『日本書紀』大化二年正月是月条

天皇御子代離宮。遣使者，詔郡国修營兵庫。蝦夷親附（或本云，壞難波狭屋部邑子代屯倉而起行宮。）

難波狭屋部邑の子代屯倉を壊して行宮造営を造営したとの記事は、人間集団たる子代と拠点たる屯倉の密接な関係を示すものであり、さらに倉庫ではなく拠点的な建物（官家）を活用して特殊なヤケである宮に改造したとあることは、『古事記』に「屯家」と表現されたミヤケの未分化な二面性を示している。

34『日本書紀』孝徳紀大化二年三月壬午条

皇太子使使奏請曰。……現為明神御八嶋国天皇，問於臣曰，其群臣・連及伴造・国造所有昔在天皇日所置子代入部，皇子等私有御名入部，皇祖大兄御名入部（謂彦人大兄也）及其屯倉，猶如古代而置以不。臣即恭承所詔，奉答而曰，天無双日，国無二王，是故兼并天下可使万民，唯天皇耳。別以入部及所封民，簡宛仕丁，従前処分。自余以外，恐私駈役。故献入部五百廿四口・屯倉一百八十一所。

この記事は有名な「皇太子奏請文」で、「改新之詔」の屯倉廃止の方針により、王族を代表して中大兄が大王孝徳に対して、大王が新たに駆使する三種の入部五二四口とその出身母体たる屯倉一八一処の形式的献上を奏上したものである。まず、名代・子代や所封民の貢納奉仕拠点が屯倉であったことがここでも確認できる。民部・家部を定めた天智朝の「甲子の宣」(天智紀三年二月丁亥条)と対応させるならば、入部は王族が所有した民部(旧部民)、所封民は家部(家人的奴婢)に相当すると考えられる。臣下「所有」の子代入部、皇子「私有」の御名入部を新たに大王のみが「使役」という原則を確認し、そのうえで国造の屯倉献上と同じく、形式的に全体を献上したうえで、実質的な経営権はあくまで王族が留保したものと考えられる。

すなわち、王族が所有する入部と所封民から「前処分」(「改新之詔」第四条の仕丁徴発規定)により新規に仕丁を五十戸単位(編戸された標準戸とは異なる)で中央に出仕させることを承認したうえで、「自余以外、恐私駈役」として出身母体としての屯倉全体もあわせて形式的に献上したものである。それ以前における三十戸単位の徴発は大王直轄の屯倉に限定された慣行で、臣下「所有」の子代入部、皇子「私有」の御名入部に関係した屯倉にはまだ及んでいなかったと想定される。封戸制の仕丁徴発も本来は天皇(大王)のみが使役する権利を例外的に臣下に譲渡したものとすれば、「改新之詔」に規定された大王による貢納物以外の制度的な徴発は仕丁のみであった。分節的なツカサの存続を前提に、天武・持統朝まで高市の香具山宮のように王子宮の実質が存続したことを視野に入れるならば、実際は封戸制度が整備されるまで、現状追認的に王族による経営権を留保し、大王に献上した仕丁(入部)以外の私的な駆使は制約されないとの妥協を示すものであった可能性が高い。おそらく「入部五百廿四口」の献上は労働力たる仕丁を象徴するもので、名目的に加えられた「屯倉一八一処」の献上は貢納物の取収を象徴したと考えられる。

名代・子代の屯倉から新たに仕丁として中央に出仕する入部は一屯倉から約三人、五十戸に一人とすれば三郷程度の規模となり、入部五二四口は計算上二六二〇〇戸=屯倉一八一所を母体とする計算になる。

「皇太子奏請文」は「改新之詔」の原則にしたがって、王土王民的な建前から王族による大王への定量的な課役負担を新たに開始する宣言として解釈される。仕丁以外の王族が所有した旧部民たる民部（入部）や家人的奴婢たる家部（所封民）の実質は王子宮内部のツカサの運営費として温存され、基本的に天武四年の部曲廃止まで存続する。反対に王子宮内部に維持されたツカサが解体され、王族の官人化を前提に律令制的な定量的な封物および労働力のみが封主の得点となるのは、天武朝以降と判断される。

34 『日本書紀』天武元年（六七二）六月甲申条

即日、到菟田吾城。大伴連馬來田・黄書造大伴、從吉野宮追至。於此時、屯田司舍人土師連馬手、供從駕者食。過甘羅村、夕獵者廿余人。大伴朴本連大國、為獵者之首。則悉喚令從駕。亦徵美濃王。乃參赴而從矣。運湯沐之米、伊勢國馱五十匹、遇於菟田郡家頭。仍皆棄米、而令乘步者。到大野以日落也。

たとえば、すでに論じたように壬申紀にみえる「屯田司舍人」については、宮内省や中務省など律令官制の内部に位置づけようとする研究動向がかって存在したが、長屋王家の御田司に管理者として派遣される「帳内」の存在とは質的に異ならず、実質は「皇弟」大海人王子宮の家政機関の構成員であり、「湯沐之邑」と表現されたミヤケとともに王権の禁野たる「菟田<sup>(45)</sup>吾城」に所在した「屯田<sup>(46)</sup>」に派遣された大海人の舍人であった。馬手は、王子宮を維持するため宇陀付近に設定された私領である屯田の管理に派遣されていた役人と推定される。

さらに「湯沐令」（主稲）の存在や「湯沐之米」を運ぶ「伊勢國馱五十匹」の記載もあり「湯沐」からは常備された馬により米が運ばれていた。長屋王家の家政機関にも地名を付した「御田司」や「税司（使）」が存在し、湯沐之米を管理する「湯沐令」（主稲）も長屋王家の「税司」と同様な存在であったと考えられる<sup>(47)</sup>。

ここまで、六世紀以降のいわゆる「後期ミヤケ」の実態を考察してきたが、改新によって、「屯倉」「官家」という両面性を有したミヤケ制は、一部の畿内の「屯倉」が官田として経営された以外は、基本的に「官家」としての要素を強めて評家コホリノミヤケとして再編された。しかしながら、評制段階においても人間集団と貢納奉仕先の一対一の対応関係を明確化することに重点が置かれており、均質な領域性は深く考慮されていなかった。評制については、大化五年の「神郡」設置が先行しているように、官家（貢納奉仕先）と人間集団の関係が明瞭なものから優先して承認したものと想定される。屯倉と評との連続性は、その領域性によるのではなく、コホリのミヤケという貢納奉仕の拠点としての性格により確認される。また王族・豪族層に管理が任された経営体としてのミヤケも、使者派遣の伝統が途絶える七世紀前半の国郡制成立期において、正式に封戸制に代替されていく。

『続日本紀』によれば、八世紀初頭において、国司による国郡管理の強化過程で、田令と税司の役割を吸収・内在化したことが確認される。

35 『続日本紀』大化元年四月戊午条

罷田令、委国司巡檢。

36 『続日本紀』大宝二年二月乙丑条

諸国司等始給鑑而罷（先是、別有税司主鑑。至是始給国司焉）。

税司と田領の系譜起源については、これまで多くの議論があるが、国郡制成立期の内部問題として位置づけられることが多く、王子宮や有力豪族による地方経営との関係はあまり議論されてこなかった。<sup>(48)</sup>常駐する国司が設定される以前においては、王族や群臣の家政機関から派遣された使者が在地首長層との大きなパイプを有していたことが想定される。

## おわりに

本稿では、「前期ミヤケ」およびミヤケ理解の前提となるヤケについての私見を基礎として、六世紀以降のいわゆる「後期ミヤケ」の実態を考察した。その結果、結論は以下の八点にまとめられる。

- ①記紀の構想に従った「前期ミヤケ」を認めない点、およびミヤケには本来的に土地を中心とする領域的な支配の要素が認められない点において、記紀批判を厳密におこなう立場を基本的に支持する。ただし、その本質を記紀の「屯倉」表記を相対化するあまり、「ヤマト王権が置いた政治的軍事的拠点」と限定し「農業経営の拠点」としての役割を相対的に軽視する点、中央から各地に支配を行うために使者が派遣されることを本質とする点には疑問がある。
- ②人間集団に対する貢納奉仕の拠点としての「ヤケ」の基本的属性により、人間集団を重視した「某部」と貢納奉仕拠点としての「屯倉」という表記は併存しうる。「屯家」は人間が「たむろ」する貢納奉仕の拠点たる居館（ヤケ）を意味するとすれば、『古事記』の「屯家」の表記こそが家（ヤケ）がもつ二つの要素を未分化なかたちで正確に表現している。倉庫や農耕経営だけでなく多様なミヤケの機能が「海部屯倉」（海産物貢納）・「依網屯倉」（儀式）、「深草屯倉」（馬）などから確認される。屯倉と評との連続性は、その領域性によるのではなく、コホリのミヤケという貢納奉仕の拠点としての性格により確認される。
- ③屯倉の経営は在地首長層の協力がなければ経営は不可能であり、東国においては中央派遣官ではなく本来は国造がミヤケの田部を在地で管理していたように、実質的には後の国造に経営を委任した。屯倉における労働力の徴発形態は、均質な領域性を前提とする国郡制的段階とは異なっている。「隋書倭国伝」にみられる郡と県の重層関係はこうした段階の一側面を示しているが、部民制による個別の縦割りの人格的關係とは並存関係にあった。
- ④建前的には王土王民の在り方が強調されているが、各王族・豪族レベル（屯田を有した官司とは家政機関内のツカサを示す）の人格的な支配力に応じた王民の分割所有・管理であったとしないといけない。王族・群臣層を介在した系列的なミヤケ経営からは貢納奉仕関係の多元性の問題が指摘できる。
- ⑤安閑・宣化期に集中的に屯倉記事が記載されている点については、那津官家へ諸国の屯倉の穀を運んだとの記載を重視するならば、当該期における対外的緊張がその背景に想定され、屯倉と春米部のセットにより兵糧米を用意し、「那津官家」を中心とする北九州の諸屯倉に集積する体制を構想した。
- ⑥先進的と評価されてきた白猪・児島屯倉における「田戸」は、編戸・造籍により戸別に編成された田部ではなく、成人男子の課役負担者を集計するのみであり、「田部丁籍（名籍）」も一旦作成されると十年以上更新されない単発的なリストであった。「田戸」・「田部丁籍（名籍）」などの表

現はそのままでは信頼できず、通説的な律令制的籍帳支配を前提とする評価は疑問である。

⑦孝徳期の改革は、行政区画の設定よりも重層化した徴税単位の設定に重点があり、国造のもとで官家を拠点とする統一的、直接的な税の貢納および人の徴発を構想した。国造（国造制）だけでなく制度的に異なる伴造（部民制）・県稲置（屯倉・県制）が歴史的に「官家」（在地における貢納奉仕の拠点）を領したと認識され、その実績が評造や五十戸造といった新たな官家候補者の選定の前提になった。「譜第」意識の連続性において品部や屯倉の廃止命令は、国造を除く伴造や県稲置にとっては大きな転換点として認識された。ミヤケの伝承のうちには郡司の「譜第」に関係した伝承や註記が存在した。

⑧「皇太子奏請文」は「改新之詔」の原則に従って、王土王民的な建前から王族による大王への定量的な課役負担を新たに開始する宣言として解釈される。仕丁以外の王族が所有した旧部民たる民部（入部）や家人的奴婢たる家部（所封民）の実質は王子宮内部のツカサの運営費として温存され、基本的に天武四年の部曲廃止まで存続する。

以上によれば、六世紀以降のミヤケ史料の分析によっても、王権による伝統的なヤケを拠点とする権力的な再編過程こそが律令化であるとの前稿までの結論を再確認することができた。詳細は別に検討したいが、「大化改新」と称される孝徳朝の諸改革のうち、ミヤケ制の観点から指摘するならば、評制の施行は、通説のような先進的なミヤケ経営により実現していた領域的支配を全国に拡大したものと評価は疑問であり、特定の間人集団に対する「貢納・奉仕の拠点」という伝統的なヤケの支配を評制として一元化したものにすぎず、まだ均質的な領域支配は達成されていなかったと考えられる。

「田部の丁籍」や五十戸支配の内実も、古い支配形態を残す品部・雑戸制度の解体過程を参照するならば、全戸口課役免を前提とした「一戸一丁役制」から公民化による全課丁賦課への転換が参考となる。<sup>(49)</sup>戸の代表者のみが把握される段階から公民化による全課丁把握の過程を律令公民制への転換にも応用するならば、「一戸一丁役制」は伴が部集団から番上する関係と類似し、田部や五十戸においても戸の代表者のみが把握された段階が想定でき、戸は課税単位としての要素が強く、律令的な編戸を前提とする戸口全員の把握は不要な段階が存在したと考えられる。孝徳期の五十戸ごとの仕丁制や「戸別の調」「男身の調」もこうした段階の負担とすれば矛盾はない。

近年では前期難波宮や評・五十戸木簡の評価により『日本書紀』が記す「大化改新」像の肯定的な評価が再び強調されるようになったが、その内実についての検討は意外に乏しく、律令制下との印象論的な類似性の強調に留まっている。現状では、津田左右吉以来の内在的な「記批判」を経たうえで、前代の諸制度との質的な連続性と断絶性を評価する作業が決定的に不足しているとの認識があり、本稿は、そのようなささやかな試みの一つである。

## 註

(1)——拙稿「古代王権とミヤケ制」（『考古学ジャーナル』533, 二〇〇五年）、同「貴族・地方豪族のイエとヤケ」（『古代豪族居館の構造と機能』奈良文化財研究所, 二〇〇七年）。前者では、①ミヤケには「屯倉」（経営拠点）と「官家」（支配の拠点）という二つの要素があり、これは特定の間人集団に対する「貢納・奉仕の拠点」というヤケの属性に由来する。②「前期ミヤケ」の存在を確実に実証する考古学的遺構はまだ確認されていない、

③「前期ミヤケ」の実態とは、宮殿附属のクラ、貢納奉仕の拠点としてのヤケ、贄貢納などであり、固定的な「田部」（耕作民）や「屯田」（耕作地）を中核とする経済体や領域性の内実は希薄であることを論じた。後者では、①ミヤケだけでなく評家においても「貢納・奉仕の拠点」という「ヤケ」の一般的な性格が確認される。②ミヤケと古代荘園は類似し、農業経営だけでなく出挙・交易などの経営拠点としても機能した。③共通する「ヤケ」の属性により、本来は制度を異にする国造・伴造・県稲置（屯倉・県）が等しく「官家」を経営でき、「評家」「郡家」への統合が可能となったこと、などを論じ、④王権による伝統的なヤケを拠点とする権力的な再編過程こそが律令化であると結論した。

(2)——川原秀夫「古代稲穀収取制成立史論」(『栃木史学』八、一九九四年)。

(3)——三上喜孝「出挙に関する二、三の考察」(笹山晴生編『日本律令制の構造』吉川弘文館、二〇〇三年)、同「出挙・農業経営と地域社会」(『歴史学研究』増刊号七八一、二〇〇三年)、新井重行「郡雑任の再検討」(『史学雑誌』一一二一、二〇〇三年)。

(4)——拙稿「額田部氏の系譜と職掌」(国立歴史民俗博物館『研究報告』八八、二〇〇一年)、同「首都平城京」(広瀬和雄他『古代王権の空間支配』青木書店、二〇〇一年)。

(5)——ミヤケ制は、国造による人格的な在地支配能力に大きく依存し、国造および王権による広域的な労働力徴発を前提に経営が維持されていた。当然ながら国造制も人格的な在地支配能力に依存し、領域的な支配は未熟であったと考えられる。拙稿「貴族・地方豪族のイエとヤケ」(前掲註(1)論文)、大川原竜一「大化前代の国造制の構造とその本質」(『歴史学研究』八二九、二〇〇七年)。

(6)——平野邦雄「六世紀の国家組織」(『大化前代政治過程の研究』吉川弘文館、一九八五年)、鎌田元一「屯倉制の展開」(『律令公民制の研究』塙書房、二〇〇一年、初出一九九三年)など。

(7)——井上辰雄「『ミヤケ制の政治史的意義』序説」(『歴史学研究』一六八、一九五四年)において、「前期的ミヤケ制支配」より「後期的ミヤケ制支配」への転換が指摘され以降、通説的な時期区分となっている。

(8)——館野和己「屯倉制の成立」(『日本史研究』一九〇、一九七八年)、同「ミヤケ制再論」(『奈良古代史論集』二、真陽社、一九九一年)、同「畿内のミヤケ・ミタ」(『新版古代の日本』五近畿I、角川書店、一九九二

年)、同「ヤマト王権の列島支配」(『日本史講座』一、東京大学出版会、二〇〇四年)など。

(9)——吉田孝「イへとヤケ」(『律令時代の氏族・家族・集落』(『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年)。

(10)——前掲註(1)論文参照。

(11)——拙稿「上宮王家と斑鳩」(『古代王権と都城』吉川弘文館、一九九八年、初出一九八五)、同「斑鳩宮」の経済的基盤」(同前、初出一九八七年)、「斑鳩宮」の経営について」(同前、初出一九九〇年)、拙稿「長屋王家の家産と家政機関について」(国立歴史民俗博物館研究報告』一一三、二〇〇四年)、拙著『女帝の世紀』角川書店、二〇〇六年。

(12)——拙稿前掲註(4)論文参照。

(13)——拙稿「古代女帝の成立—大后と皇祖母—」(国立歴史民俗博物館研究報告』一〇八、二〇〇三年)、同「王統譜の形成過程について」(広瀬和雄・小路田泰直『王統譜』青木書店、二〇〇五年)。

(14)——『日本書紀』においても、白髪部と「無子」「無嗣」(清寧紀二年二月条・継体紀元年二月庚子条)、小泊瀬舎人の代号と「無継嗣」(武烈紀六年九月乙巳条)などの例があるように、仁徳—武烈系王統に子孫が絶えたことにより継体朝以降の名代や屯倉設置が正当化されている。拙稿前掲註(4)論文参照。

(15)——鎌田元一前掲註(6)論文参照。

(16)——すでに関見「大化前代における皇室私有民」(『日本経済史大系』1、東京大学出版会、一九六五年)において、春日部屯倉のように部名を冠する屯倉の存在や大化期の記事などを根拠に、子代は徭役形態の屯倉の一部の田部を示すとされ、子代と屯倉との関係を指摘している。私見では、後述するように屯倉の多くは基本的に徭役形態であり、専属農民としての田部は通説よりも未発達であったと考える。

(17)——拙稿「貴族・地方豪族のイエとヤケ」前掲註(1)論文。館野和己「ヤマト王権の列島支配」前掲註(8)論文における「ミヤケは伴造のもとに置かれた部民支配の拠点であるとも評価できる」との表現は私見に近いが、使者派遣を前提とした「政治的軍事的拠点」というヤマト王権による直轄官衙的な性格を前提とする点は国造の在地支配を軽視する点で疑問である。

(18)——ちなみに、末尾に記載されている駿河国稚贄屯倉については、順番が七道の順番からはずれており、その性格も王子(稚)に堅魚などの海産物(贄)を献上するためのミヤケで大生部・壬生直や若舎人、膳臣との関係が想定され、上宮王家の家産の一部として運営されて

いたらしい(拙稿「スルガ国造とスルガ国」『裾野市史研究』四,一九九二年)。

(19)——津田左右吉『日本古典の研究』下,岩波書店,一九五〇年,拙稿「王統譜の形成過程について」前掲註(13)論文,同「古代東国と「譜第」意識」(『古代日本の支配と文化』奈良女子大学21世紀COEプログラム報告集18,2008年)。

(20)——田中俊明『大加耶連盟の興亡と「任那」』吉川弘文館,一九九二年。

(21)——田中俊明前掲註(20)書によれば,新羅の南加羅侵攻の時期については,磐井の乱が記された継体二十一年(五二七)以前から行われていたと考えられるので,倭国軍の渡海を妨害させる目的での磐井に対する新羅の働きかけは可能性が高いと考える。

(22)——笹川進二郎「糟屋屯倉」献上の政治史的考察」(『歴史学研究』五四六,一九八五年)。

(23)——黛弘道「春米部と丸子部」(『律令国家成立史の研究』吉川弘文館,一九八二年,初出一九七九年)。

(24)——宣化元年紀の前半の記事(畿内周辺屯倉からの穀の移動)については,否定的な見解も存在するが,畿内から大軍が移動し,筑紫に駐留するようになる新たな段階では,春米部の存在も考慮すれば,こうした移送もあり得たと考える。

(25)——石母田正『日本の古代国家』岩波書店,一九七一年。

(26)——井上光貞『飛鳥の朝廷』講談社,二〇〇四年,初出一九七四年。

(27)——吉田晶「古代国家の形成」(『岩波講座日本歴史』二,岩波書店,一九七五年),原島礼二『古代の王者と国造』教育社,一九七九年,篠川賢『日本古代国造制の研究』吉川弘文館,一九九六年。

(28)——『続日本紀』慶雲三年十月壬午条,天平勝宝八歳十二月「摂津職河辺郡猪名所地図」(『東南院文書』四)。

(29)——黛弘道「犬養氏および犬養部の研究」(前掲註(23)書,初出一九六五年)。

(30)——ちなみに,難波吉士の後裔たる吉士や難波忌寸たちは,摂津国東生郡や西生郡の郡領氏族となっており,難波(子代)屯倉の管理との関係が想定される。

(31)——拙稿「長屋王家」の家産と家政機関について」前掲註(11)論文,同「貴族・地方豪族のイエとヤケ」前掲註(1)論文。

(32)——直木孝次郎「屯倉の管理形態について」(『飛鳥奈良時代の研究』塙書房,一九七五年,初出一九六八年)。

(33)——榮原永遠男「白猪・児嶋屯倉に関する史料学的

討」(『日本史研究』一六〇,一九七五年)。

(34)——岸俊男「日本における「戸」の源流」(『日本古代籍帳の研究』塙書房,一九七三年,初出一九六四年)。

(35)——石上英一「日本古代における調庸制の特質」(歴史学研究別冊『歴史における民族と民主主義』,一九七三年)。

(36)——榮原永遠男「和歌の浦と古代紀伊」(『紀伊古代史研究』思文閣出版,二〇〇四年,初出一九九三年)。

(37)——拙稿前掲註(1)論文。広瀬和雄「河内古市大溝の年代とその意義」(『考古学研究』二九-四,一九八三年),「耕地の開発」(『古代史の論点』1,小学館,二〇〇〇年),光谷拓実「狭山池出土木樋の年輪年代」(狭山池調査事務所『狭山池 埋蔵文化財編』第三章第三節一九九八年)。

(38)——たとえば館野和己「屯倉制の成立」前掲註(8)論文は,「毎国」の対象を三国に限定し,松原弘宣「令制駅家の成立過程について」(直木孝次郎先生古稀記念会編『古代史論集』上,塙書房,一九八八年)は,全国とする。

(39)——松原弘宣「令制駅家の成立過程について」前掲註(38)論文。

(40)——拙稿「貴族・地方豪族のイエとヤケ」前掲註(1)論文,同「古代東国と「譜第」意識」前掲註(18)論文。

(41)——山中敏史「古代地方官衙の成立と展開」(『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房,一九九四年)。

(42)——山尾幸久『「大化改新」の史料批判』塙書房,二〇〇六年。

(43)——小倉慈司「『大同本紀』の虚構性」(『史学論叢』一二,一九九三年)。

(44)——藺田香融「皇祖大兄御名入部について」(『日本古代財政史の研究』塙書房,一九八一年,初出一九六八年)は,「皇祖大兄御名入部」を彦人大兄の押坂部に比定する。ただし,封戸や皇太子の制度が改新の段階で整備されていたことを前提に,膨大な中大兄個人の入部と屯倉と解釈される点は疑問である。

(45)——宇陀地方は王権にとって由緒ある土地で,県や禁野が置かれ,水取部・穴人部・鳥取部・漆部など内廷に奉仕する氏族が多く居住した。当地では天皇や皇子らの葉獵や狩獵などもしばしば行われている。倭国造による「地口御田」の献上の伝承もある(『倭姫命世記』)。

(46)——拙稿「長屋王家」の家産と家政機関について」(前掲註(11)論文)。

(47)——拙稿「皇子宮の経営」(『古代王権と都城』吉川弘文館,一九九八年,初出一九九三年),平石充「税司

---

に関する一考察」(林陸朗・鈴木靖民編『日本古代の国家と祭儀』雄山閣出版,一九九六年)。

(48)——代表的な見解としては黛弘道「国司制の成立」(『律令国家成立史の研究』吉川弘文館,一九八二年,初出一九六〇年),渡辺晃宏「長屋王家の経済的基盤」(奈

良文化財研究所編『平城京長屋王邸宅と木簡』吉川弘文館,一九九一年)。

(49)——新井喜久夫「品部雑戸制の解体過程」(彌永貞三先生還暦記念会『日本古代の社会と経済』上,一九七八年)。

(国立歴史民俗博物館研究部)

(2008年9月30日受理,2009年2月2日審査終了)

---

## Imperial Authority in the Ancient Period and *Miyake* at the End of the Ancient Period

NITO Atsushi

If one places emphasis on descriptions of the transportation of grain from the *miyake* (imperial rice-growing estates) of each province to the Nanotsu *miyake* in records on *miyake* centered on the eras of the reign of emperors Ankan and Senka, we may assume that external tension was behind this action. The system was such that together the *miyake* and the office responsible for collecting rice needed to feed soldiers gathered rice at each *miyake* in northern Kyushu centering on the Nanotsu *miyake*.

The *tabe* registers for the Shirai and Kojima *miyake*, which are now seen as advanced, were not *tabe* (field labor registers) based on registers of individual families, but recorded only adult males who had to pay taxes. A *tabe* register was a one-off list that was not updated for more than ten years after its compilation. Since the terms *tabe* (*denko*) and *tabe* are unreliable, the accepted theory of register-based rule based on a *ritsuryo* type of system is open to question.

The reforms in the era of the reign of Emperor Kotoku placed more emphasis on the establishment of stratified tax collection units than on the establishment of administrative zones. There was a uniform and direct system of tax payment and the requisition of people overseen by *kuni no miyatsuko* (governors of provinces), for which *miyake* served as a base. It is recognized that not only the *kuni no miyatsuko* (system of *kuni no miyatsuko*) but also the *tomo no miyatsuko* (managers) (the *bemin* system) and the *agata no inagi* (*miyake* and *agata* systems), which were different systems, owned the *miyake* (local center for the payment of taxes), and that the system's success presupposed the selection of *kori no miyatsuko* and *sato no miyatsuko* as new *miyake* candidates. With regard to the continuation of the consciousness of *fudai* (clan genealogy), it is recognized that the decree abolishing *shinabe* (artisan groups) and *miyake* marked a significant turning point for the *tomo no miyatsuko* and *agata no inagi* but not the *kuni no miyatsuko*. Traditions and annotations related to the *fudai of gunji* (local rulers) was one of the *miyake* traditions.

Following the principle of the reform edicts, the “Kotaiishi Sosei Mon” (imperial edict by the Crown Prince) can be interpreted as a proclamation for a move away from the concept

that all land and its people are under the control of the emperor by divine right toward the start of a new quantitative tax burden paid to the imperial leader by the imperial family. With the exception of court attendants, *kakibe* (estate workers) and *yakabe*, who were household slaves, who belonged to members of the imperial family were kept aside to fund the operations of officials of the prince's office. Basically, this system continued until the abolition of the *kakibe* in the fourth year of the reign of Emperor Temmu (CE 675).

Key words: *miyake* (imperial rice-growing estate), *miyake* (local center for the payment of taxes), *fudai* (clan genealogy), *tsukasa* (office), *yake* (official residence)